

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条～第2条の3 (略)</p> <p>(流動性リスク管理態勢の整備)</p> <p>第2条の4 公募投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。）を設定している委託会社等（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等をいう。以下本条及び次条において同じ。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。）第130条第1項第8号の3又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第271条第1項第10号に定める合理的な措置を講ずるため、以下の各号に掲げる事項を踏まえた社内規則等（以下本条及び次条において「流動性リスク管理規程等」という。）を定め、必要な態勢（以下本条及び次条において「流動性リスク管理態勢」という。）の整備を行うものとする。委託会社等が流動性リスク管理規程等に基づいて構築する流動性リスク管理態勢は、公募投資信託の商品設計の段階から償還までの過程における投資信託の規模、保有資産に係る売買条件等の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い窓口の属性、想定される投資家の特性、設定及び解約の条件、商品特性、市場動向及び市場環境並びにそれらが流動性リスクに与える影響やストレステストの</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条～第2条の3 (同 左)</p> <p>(流動性リスク管理態勢の整備)</p> <p>第2条の4 公募投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に定めるものを除く。以下本条において同じ。）を設定している委託会社等（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等をいう。以下本条において同じ。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。）第130条第1項第8号の3又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第271条第1項第10号に定める合理的な措置を講ずるため、以下の各号に掲げる事項を踏まえた社内規則等（以下本条において「流動性リスク管理規程等」という。）を定め、必要な態勢（以下本条において「流動性リスク管理態勢」という。）の整備を行うものとする。委託会社等が流動性リスク管理規程等に基づいて構築する流動性リスク管理態勢は、公募投資信託の商品設計の段階から償還までの過程における投資信託の規模、保有資産に係る売買条件等の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い窓口の属性、想定される投資家の特性、設定及び解約の条件、商品特性、市場動向及び市場環境並びにそれらが流動性リスクに与える影響やストレステストの結果（以下、本条において総称して「諸状</p>

新	旧
<p>結果（以下、本条において総称して「諸状況等」という。）等を踏まえたものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>③ 上限・下限保有比率超過確認時の報告等 委託会社等が行っているモニタリングにおいて、①に基づいて個別の投資信託に設定した保有比率の上限を上回っていること、又は下限を下回っていることが確認された場合には、社内規則で定められた手続き等により、社内において運用指図の執行状況等について監督等を行っている会議体等（取締役会や運用委員会等。以下「取締役会等」という。以下本条及び次条において同じ。）の適切な報告先に報告するとともに、必要に応じてさらに詳細な流動性分析を実施し、受益者への情報の提供やポートフォリオの変更の検討等、適切な対応を取ること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>附 則 この改正は、2026年●月●日から実施する。</p>	<p>況等」という。）等を踏まえたものとする。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>③ 上限・下限保有比率超過確認時の報告等 委託会社等が行っているモニタリングにおいて、①に基づいて個別の投資信託に設定した保有比率の上限を上回っていること、又は下限を下回っていることが確認された場合には、社内規則で定められた手続き等により、社内において運用指図の執行状況等について監督等を行っている会議体等（取締役会や運用委員会等。以下「取締役会等」という。以下本条において同じ。）の適切な報告先に報告するとともに、必要に応じてさらに詳細な流動性分析を実施し、受益者への情報の提供やポートフォリオの変更の検討等、適切な対応を取ること。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

（注）本改正案は、第2条の5の新設に伴う所要の整備を行うものである。